

■投票できる人■

浅口市の選挙人名簿に登録されている人で、主な要件は次のとおりです。

【年齢要件】

平成20年2月9日以前生まれの人(令和8年2月8日までに満18歳に達する人)

【住所要件】

令和7年10月26日(26日を含む。)までに浅口市の住民基本台帳に登録された人で、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、浅口市の住民基本台帳に登録されている人

▶市外から浅口市へ転入された人

令和7年10月27日以降に浅口市へ転入された人は、浅口市では投票できません。ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票できます。詳しくは前住所地の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

▶市外へ転出された人

浅口市の選挙人名簿に登録されている人で、令和7年10月27日以降に浅口市から転出した人は、浅口市での投票となります。次の方法で投票することができます。

1. 投票日当日に、浅口市で投票する。
(投票所入場券に記載されている投票所で投票してください。)
2. 投票日前日までに、浅口市で期日前投票をする。
(市内3か所の期日前投票所で投票できます。)
3. 転出先の選挙管理委員会でする不在者投票をする。
(あらかじめ投票用紙等を請求する必要があります。詳しくは中面をご覧ください。)

■選挙公報■

候補者や政党等の政見等を掲載した選挙公報を、新聞折込により配布します。

(朝日・産経・山陽・日本経済・毎日・読売新聞の6紙の朝刊を予定)

上記6紙の新聞を購読されていない世帯の人へは、選挙公報を別途送付します。

「住所・氏名・電話番号」を浅口市選挙管理委員会までご連絡ください。

なお、選挙公報は、上記の新聞折込と同時期に次の窓口にも設置します。

【設置場所】

- | | | |
|--------|---------------|--------|
| ・本庁市民課 | ・各総合支所 | ・中央公民館 |
| ・金光公民館 | ・ふれあい交流館サンパレア | |

みんなで行こう。明るい選挙。



衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

2月8日

投票開票



第51回衆議院議員総選挙・第27回最高裁判所裁判官国民審査が
2月8日(日)に行われます。投票時間は**7時～18時**です。

選挙は、わたしたち国民の意思を政治に反映させる大切な機会です。
有権者のみなさんは、候補者や政党等の政見などを十分見極めて、大切な一票を投じましょう。

■投票の種類と投票方法■

次の3種類の投票があります。

- ・衆議院**小選挙区**選出議員選挙(水色の投票用紙。候補者の氏名を記載)
- ・衆議院**比例代表**選出議員選挙(ピンク色の投票用紙。政党等の名称を記載)
- ・最高裁判所裁判官**国民審査**(緑色の投票用紙。やめさせたい裁判官の氏名の上に「×」を記載)

■投票場所■ 2月8日(日)の選挙期日(投票日)当日

投票所入場券ハガキに記載されている投票所 **※ 決められた投票所以外では投票できません。**

■期日前投票■

2月8日(日)の投票日当日に仕事や旅行などの理由で投票所へ行くことができない人は、期日前投票ができます。

【期日前投票期間】

1月28日(水)※ ～ 2月7日(土) 投票時間 8時30分 ～ 20時

※最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は、2月1日(日)からです。

【期日前投票所】

- ・浅口市役所 1階会議室 ・金光総合支所 1階フリースペース ・寄島総合支所 2階会議室
(3か所のどの期日前投票所でも投票できます。)

■開票■

【日時】2月8日(日)20時15分～

【場所】天草公園体育館

《お問合せ先》浅口市選挙管理委員会事務局 TEL:44-7000 FAX:44-5771

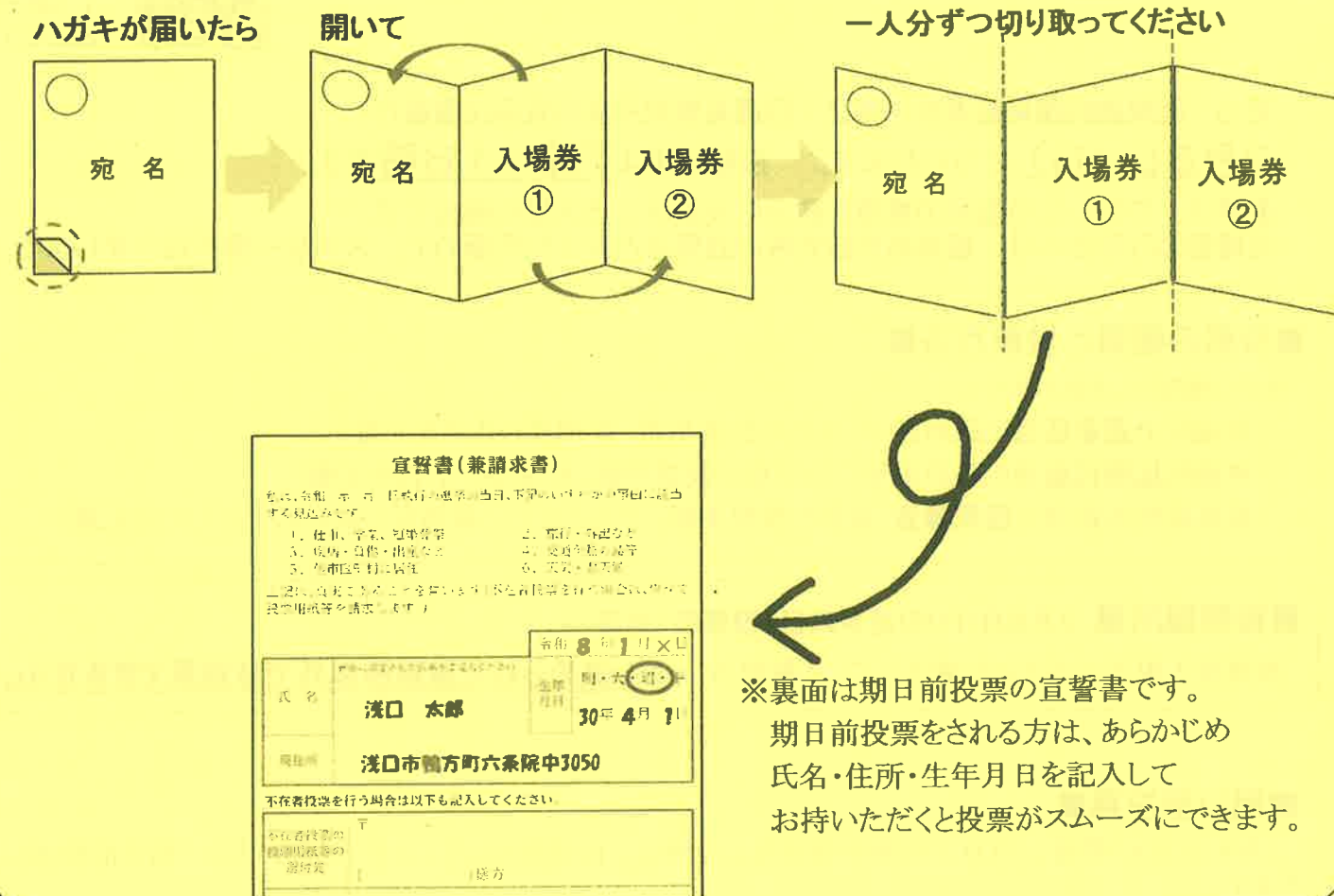
■投票所入場券ハガキ■

浅口市で投票できる見込みの人に、投票所入場券のついたハガキを送付します。

これまでは1枚のハガキに最大4名の入場券を印刷していましたが、**最大2名の印刷**となります。

入場券ハガキは準備に時間がかかるため、皆様のお手元に届くのは2月8日の投票日直前になる見込みです。 入場券がまだ届かない場合、紛失した場合、または忘れた場合でも、**浅口市の選挙人名簿に登録があれば投票することができます。**

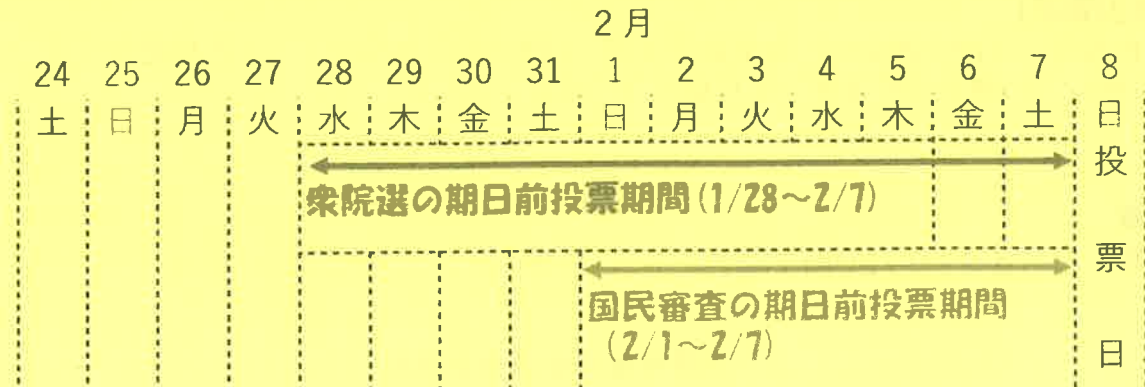
ハガキは三つ折りで圧着されており、**入場券はハガキの内側にありますので、ハガキを開いて個人ごとに切り取って投票所にお持ちください。**



■期日前投票期間■

今回の選挙では、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査で、期日前投票ができる期間が異なりますのでご注意ください。**1月28日から31日までの間は国民審査の期日前投票ができません。**

(2月1日以降に期日前投票にお越しいただければ、両方の投票を行うことができます。)



■不在者投票■

手続きに時間がかかりますので、早めに浅口市選挙管理委員会または各施設へお問い合わせください。

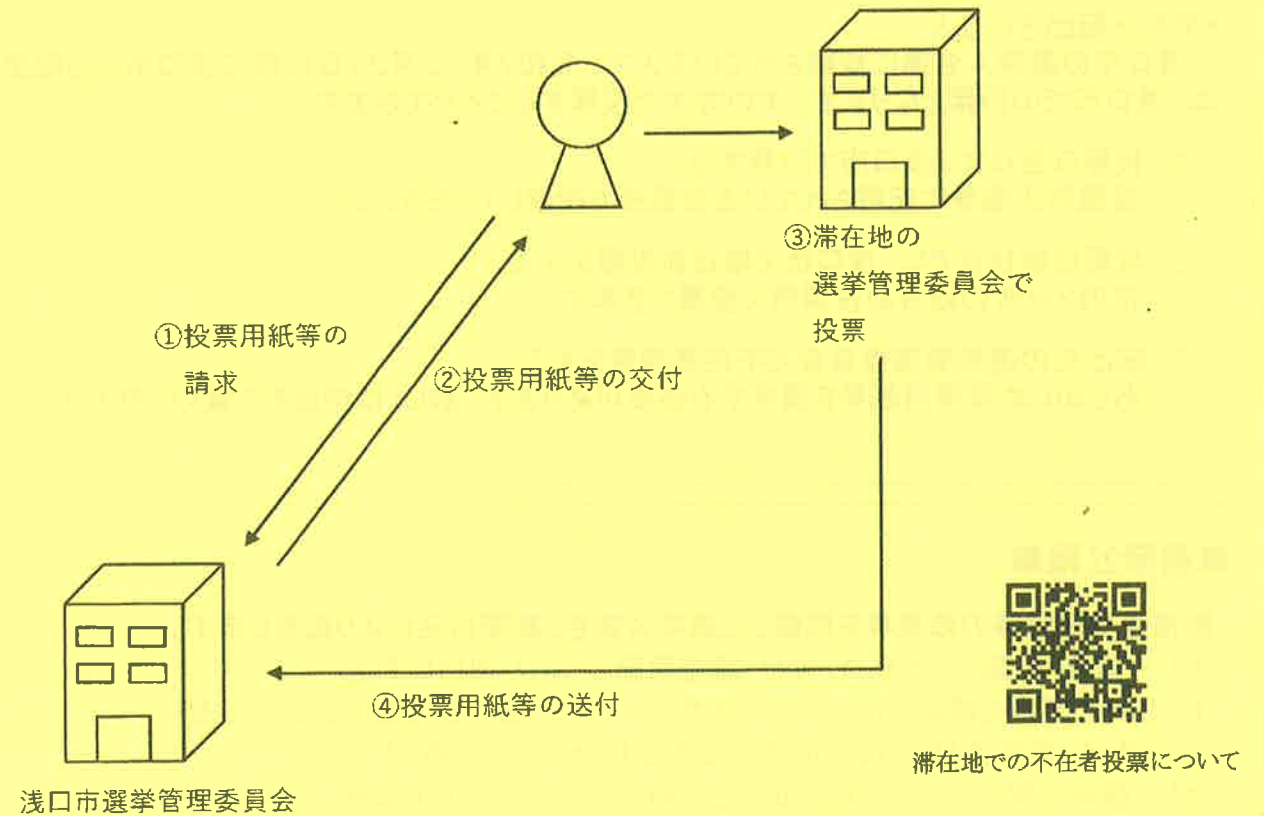
▶病院・施設等での不在者投票

各都道府県選挙管理委員会の指定する病院・老人ホーム・身体障害者支援施設等に入院・入所中の人は、その施設で不在者投票ができます。

手続については入院・入所されている施設にお問い合わせください。

▶滞在地での不在者投票

出張や旅行などの理由で投票所や期日前投票所へ行くことができない人は、**滞在地の選挙管理委員会**で不在者投票ができます。①投票用紙等の請求をし、②投票用紙等を受け取り、③受け取った投票用紙等をお近くの選挙管理委員会に持参して投票し、④滞在地の選挙管理委員会が受け取った投票を送付するという制度になっています。**郵送等に要する日数を考慮して、できるだけ早めに手続きをしてください。**



■郵便等による不在者投票■

身体に一定程度の障害があり、投票所に行くことができない人は、郵便等で不在者投票ができる制度があります。対象者は次の①か②に該当する人です。

- ①身体障害者手帳又は戦傷病者手帳に記載された傷病の程度が一定の級以上の人
- ②介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人

郵便等による不在者投票をしようとする人は、あらかじめ浅口市選挙管理委員会に申請を行い「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。

また、**投票用紙などの請求は2月4日(水)までにする必要があります**ので、早めに手続きをしてください。